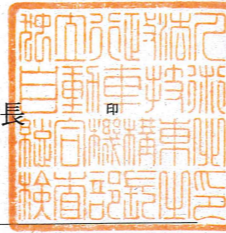




自東北第 195 号
令和 2 年 1 月 10 日

東邦車輛株式会社
取締役社長 辻 和弘 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
東北検査部長



改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

〔指示事項〕

現車審査の際は本紙を提示すること。
本改造は車台番号「TF2523-88095、TF2523-88096、TF2523-88097」の3台に限る。
新規検査等の受検前には、別途、審査事務規程4-13に基づく届出を行うこと。
複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しは交付できない。

〔特記事項〕

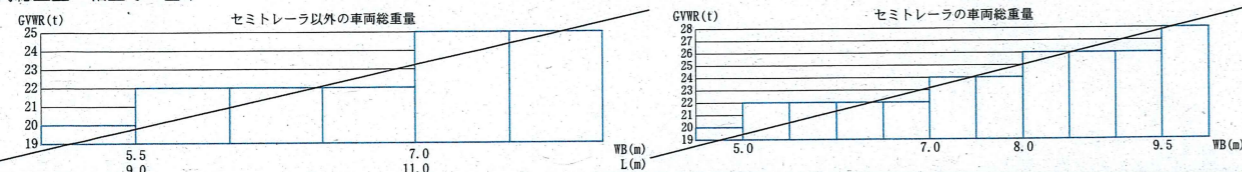
主要諸元比較表中、※1は 日野 KC-SS1FJEA型、※2は 三菱 FV112HR型、※3は 日野 QPG-SH1EDDG型トラクタとの連結時を示す。
第五輪荷重は11500kgで検討した。

主要諸元比較表

標準車欄の類別等を記載する。(0609)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度	
車名	東邦	←←←		乗車定員人	-	-		
型式	TF2523	TF2523改		最大積載量 kg	25000	21000		
自動車の種別	普通	←←←		車両 総重量 kg	前前軸重 (11475)	(10440)	≦ 10t (14050kg)	
用途	貨物	←←←			前後軸重	-	-	
車体の形状	セミトレーラ	ダンプセミトレーラ			後前軸重	10015	9495	≦ 10t (12405kg)
燃料の種類	-	-			後後軸重	10010	9495	≦ 10t (12405kg)
原動機の型式	-	-		計	31500	29430	≦ 36t (38840kg)	
総排気量(L)又は定格出力(kW)	-	-		最大安定傾斜角度°	左	※1 49	※3 43	
長さ m	11.640(10.500)	7.675(6.715)	≦ 13m		右	※1 49	※3 43	一般≧35° その他≧30°
幅 m	2.480	2.490	≦ 2.5m	タイヤ サイズ	前前軸	-	-	
高さ m	1.610	3.370	≦ 3.8m		前後軸	-	-	
軸距 m	7.150+1.300 =8.450	4.200+1.300 =5.500	計算上:4.850		後前軸	11R22.5-16PR	←←←	(10900kg)
	前軸	-	-		後後軸	11R22.5-16PR	←←←	(10900kg)
荷台の内側の寸法	長さ m	11.500	7.000	前輪荷重割合	空車	-	-	
	幅 m	2.420	2.200		積車	-	-	≧18.20%
	高さ m	-	0.860	リヤ・オーバ・ハング m	2.050	1.005	≦(1/2)11/20、2/3L (2.750m)	
車両重量	前前軸重	(1700)	(2430)	荷台オフセット m	3.050	1.850		
	前後軸重	-	-	最小回転半径 m	※2 9.5	※3 6.9	≦ 12m	
	後前軸重	2400	3000					
	後後軸重	2400	3000					
計	6500	8430						

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満 (1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg≦18t	kg≦20t	18990kg≦19t

能力強度等検討

項目	踏力		車軸強度		制動能力	
	Nc/Np	km/h	σB/σ	σY/σ	踏力	踏力
制動能力	踏力	-	-	-	踏力	踏力
	空気圧	-	-	-	踏力	踏力
推進軸	回転数	-	-	-	踏力	踏力
	強度	-	-	-	踏力	踏力
車軸強度	σB/σ	400 / 53.683×2.5 = 2.98	≧1.6	σB/σ	1814.2 / 255×2.5 = 2.84	≧1.6
	σY/σ	235 / 53.683×2.5 = 1.75	≧1.3	σY/σ	1274.9 / 255×2.5 = 1.99	≧1.3
制動能力	踏力	-	-	-	踏力	踏力
	踏力	-	-	-	踏力	踏力
制動能力	踏力	-	-	-	踏力	踏力
	踏力	-	-	-	踏力	踏力

注1：能力強度等検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
注2：指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。

改造等の概要

目的	概要
目的	東邦 TF2523型(29国自審第376号 新11051号 類別0609)セミトレーラを分割可能な貨物の安全輸送を図るため変更する。
車枠及び車体	標準車の軸距間にあたる主フレームの後部を短縮する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	ばねサイズを1150mm×90mm×16mm-7枚から1150mm×90mm×18mm-7枚に変更する。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）